

嫡出推定制度の見直し

第1 嫡出の推定の見直し

- 5 民法第772条を次のように改めることについて、どのように考えるか(注)。
- ① 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。
- ② 婚姻の解消又は取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。
- 10 ③ 女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻の成立した後に生まれたもの(当該婚姻の解消又は取消しの日から300日を経過した後に生まれたものを除く。)は、本文①及び②の規律にかかわらず、当該婚姻における夫(嫡出否認の訴えにより子の父であることを否認されたものを除く。本文④も同じ。)の子と推定する。
- 15 ④ ③の場合において、女が子を懐胎してから子を出生するまでの間に二以上の婚姻をしたときは、子の出生の直前の婚姻における夫の子と推定する。
- (注) ここでは、部会資料18-1の第2の本文③【甲案】を前提としているが、【甲案】以外の案を排除することを意味するものではない。
- (※) 下線部が変更点である。

○部会資料18-1 第2「嫡出の推定の見直し」

民法第772条の規律を次のように改める。

- ① 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。妻が婚姻前に懐胎した子であっても、妻が婚姻の成立した後に出生した子であるときは、同様とする。
- ② 婚姻の解消又は取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。
- ③ 婚姻の解消又は取消しの日から300日以内に生まれた子であって、妻が前夫以外の男性と再婚した後に出生したものは、①及び②の規律にかかわらず、再婚後の夫の子と推定することとし、その適用範囲については、次の2案を引き続き検討する(注)。

【甲案】一律に再婚後の夫の子と推定する案

離婚及び死別による婚姻の解消並びに婚姻の取消しの場合に適用する。

【乙案】前夫の死亡の場合を除き、再婚後の夫の子と推定する案

離婚による婚姻の解消及び婚姻の取消しの場合に適用し、死別の場合には適用しない(前夫の子との推定と再婚後の夫の子との推定が重複する。)

(注) 子の出生時に妻が前夫以外の男性と再婚していないときにも、一定の要件の下、前夫の子と推定しないことの可否については、引き続き検討する。

○ 部会資料16-2 第2, 2 「再婚後の夫の子であるという推定に対する嫡出否認の効果」

① 第2・1③の場合において、否認権者(注)の否認権の行使により再婚後の夫の子であるという推定が否認されたときは、再婚後の夫と子との間の父子関係は出生の時に遡って消滅し、子は出生の時から前夫の子と推定するものとする。

② (略)

(注) 再婚後の夫、前夫、子、第4・2の【乙案】の母を想定している。

(補足説明)

1 前提

5 これまで(部会資料18-1においても)、民法第772条で規定する嫡出推定制度の見直しに関する提案を行っているところである。

他方で、これまでの提案に対しては、後記3のような指摘も考えられるところであり、従前の提案の实质は維持することとした上で、今回の提案の形にすることも考えられるところであるが、どのように考えるか。

10 なお、本文(注)でも記載したとおり、今回の提案は、従前の提案の本文③【甲案】を一応の前提として、後記3の指摘を踏まえて修正したものにはすぎず、同【甲案】以外の案を排除することを意味するものではない。

2 これまでの提案について

15 部会資料18-1では、見直しの基本的な考え方を端的に提示する観点から、本文①の後段に、「妻が婚姻前に懐胎した子であっても、妻が婚姻の成立した後に出生した子」について、夫の子と推定する旨の新たな規律を設け、また、本文③において、「婚姻の解消又は取消の日から300日以内に生まれた子であっても、妻が前夫以外の男性と再婚した後に出生したもの」について、再婚後の夫の子と推定する旨の規律を提案していた。

20 また、否認の効力については、民法第772条の見直しとは別途見直すことを検討していた。

3 今回の提案について

これまでの提案に対しては、以下の指摘が考えられるところである。

25 ○ 「妻が婚姻前に懐胎した子であっても、妻が婚姻の成立した後に出生した子」についての規律は、現行法の基本的規律を維持することを前提とした上、新たな規律を追加するものであるから、体裁的にも現行法の規律(本文①と同②)とは別の規律とした方が、規律相互の関係性が明確に示されるのではないか。

○ また、再婚禁止期間を撤廃することの提案をしていることを前提とすれば、婚姻を解消してから子の出生までに婚姻・離婚を複数回繰り返すことも想定しなけ

ればならないところ、新たな規律においては、このような場合における嫡出推定についても、明確な規律を設けるべきではないか。

- 5 ○ 子の父であることが否認された場合の効力については、別途規定を設ける必要はなく、民法第772条において、子の父と推定されるものについて、嫡出否認の訴えにより子の父であることを否認されたものを除くこととすれば足りるのではないか。
- 10 ○ 部会資料18-1, 第2, 本文①後段の「妻が婚姻前に懐胎した子であっても、妻が婚姻の成立した後に出産した子」については、子の出生時期に何らの制限がないところ、例えば、婚姻してから間もなく婚姻を解消することとなった場合において、婚姻を解消した日から500日が経過してから子が出生したような場合にも、婚姻前に懐胎した子であるとの主張が許容されることになり得るが、婚姻を解消してから300日が経過した場合にまで、その婚姻前に懐胎したものと推定することは、必要性及び相当性に欠けるのではないか。

以 上